



IFRIC活動状況報告 (2009年4月～2009年5月)

国際会計基準審議会 (IASB) 実務研究員 公認会計士 おおき まさし 大木 正志

1 はじめに

2009年4月から2009年5月までのIFRIC会議及びIFRIC関連プロジェクトについて活動状況を報告する。

国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)の2009年5月会議が、2009年5月7日にロンドンのIASB本部で行われた。

2009年5月会議では、①審議中のプロジェクト(REACH規則コンプライアンスコスト、キャッシュ・フロー計算書:現金同等物の決定、関連会社に対する投資:損益計算書を通じる公正価値測定の部分利用)、②アジェンダ項目決定、③アジェンダ項目仮決定、について審議が行われた。審議中の3プロジェクトすべてについてアジェンダ仮決定に至ったため、会議後のステータスはアジェンダ最終決定(7論点)及びアジェンダ仮決定(13論点)のみとなった。

特に注目されるべきは、売買可能持分金融商品(株式など)の減損に係る客観的証拠(IAS第39号第61項“significant or prolonged decline”「著しい下落もしくは長期にわたる下落」の意味)に関する解釈につい

て、実務でのばらつきが最近顕著になってきたことから、これに対してIFRICが限定的ではあるものの、不適切な解釈例につき提案をしている点である。委員からは、原則主義会計基準であっても明白な数値基準(いわゆるbright line)を提示すべきとの声も少なからず上がったが、不適切な解釈例を提示するという方法を支持する意見が多数を占めた。なお、ボードはIAS第39号に替わる包括的な新基準案を年内に公表することを目指しており、売買可能持分商品の減損に関してもカバーされる予定である。

原則主義のIFRSは詳細なガイダンスを提供しない。IFRICで検討されている議論を知ることは、現在IFRSを適用している国で原則主義会計基準を適用するに当たり、実務上どのようなことが問題になっているかについて知ることである。将来に向けて日本の読者の方々にも意義深いことであろう。この趣旨から、本稿では、できるだけ多くの議論を紹介するよう努めたが、今回の会議は合計で20もの論点があり、すべてについて解説をすることは困難である。したがって、一部については解

説を省略した。より詳細を把握されたい方は、是非IASBのウェブサイト一般公開されているオブザーバーノートを確認していただきたい。

筆者は、IASBの研究員(テクニカルスタッフ)としてIFRIC関連プロジェクト及び年次基準改訂プロジェクトに従事している。文中の意見にわたる部分は筆者の見解であることをあらかじめお断りしておく。

2 今回の会議の特徴

- ・ 昨今の不況を背景とする論点及び金融商品関連論点が多いため(売買可能持分金融商品減損の客観的証拠(「著しい下落もしくは長期にわたる下落」の意味)、中間財務報告における公正価値開示、IAS第39号及びIAS第41号における割引率の決定、IAS第7号に定める現金同等物の定義、IAS第16号による遊休資産の開示、損益参加型金融負債と実効金利の計算、フェイルしたローンシンジケーション、複合商品を用いたヘッジ戦略)。
- ・ 2009年7月からの適用を控えていることから、IFRS第3号「企業

結合」(2008年改訂)に関連する論点が多いこと(改訂基準経過規定、持分法への影響)。なお、5月のボード会議でも改訂基準に関する論点が多数議論された(一部は年次改訂案として取り扱われることが決定された)。

- ・ IAS第28号「関連会社投資」に関する論点も目立つようになってきた。持分法を適用する上で、ほかの基準との関係が不明瞭との声が多い(減損、適用範囲、IFRS第3号(2008年)との関係)。
- ・ 欧州の制度に関連する論点がやや目立つ(REACH規則、トン税)。
- ・ 解釈指針作成に向けた議題(アジェンダ)決定はない。
- ・ 幾つかの論点について、ボードに基準改訂を提案することが決定された(IAS第16号における遊休資産開示、IFRIC第14号改訂、IAS第28号における公正価値測定の部分利用、IAS第28号における個別財務諸表での関連会社減損)。

3 REACH規則コンプライアンスコスト (Compliance Costs for REACH)

IFRICは、欧州規制(European Regulation)の要求に従い発生する法令遵守コスト(主に、登録費用や登録に伴う実験費用など)についてガイダンスを提供するべく、アジェンダ項目に当該論点を追加するようリクエストを受けた。この規則は、Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals(化学物質に関する登録、評価、承認及び制限)という規則名の頭文字を取って、REACH(リーチ)と呼ばれている。以前の会議に続いて、コンプライアンスコスト(以下「REACHコスト」という。)は、IAS第38号

に定める資産認識要件を満たすか、という論点につき審議を継続した。

スタッフは、前回の会議で、IAS第38号がREACHコストに関し、無形資産計上に関する十分明白な認識要件を提供しているとIFRICに提案した。しかしながら、IFRICは実務でのばらつきを確認するようスタッフに指示をした。調査の結果、現在の実務では、今のところコンプライアンスコストを費用処理していた。理由は、現在までに支出した金額が僅少であるためである。また、現段階までに発生したコストが、資産計上要件を満たさないという実質判断に基づいている。確かに、調査の主たる対象となっている2008年次決算では、2008年11月まではPre-registrationという段階にあり、使用している化学物質と販売している化学物質・製品のマッピングをするにすぎない。膨大な登録書類作成、安全性実験、官庁への登録費用が発生することになるのは、2009年以降の本当の意味の登録(Registration)からであり、今後2018年までの完了日までに相当の金額が計上されてくるものと考えられる。一部の委員からは、既存の化学物質に関するコンプライアンスコストについては、今後、実務のばらつきが生じるという懸念も少なからずあったが(前回会議にて、既存物質に係るコンプライアンスコストについて費用処理を支持する少数の委員が存在した)、IAS第38号がREACH関連コンプライアンスコストの会計処理について関連する基準であることにつき委員に異論はなかった。

本論点に関するさらなるガイダンス提供は、解釈指針の作成というよりは、適用ガイダンスの提供にすぎないため、IFRICは本論点をアジェ

ンダに追加しないことを仮決定した。

筆者が本論点を担当していたことから、余談ではあるが、議論を振り返って、率直に若干の私見を述べたい。本論点は解釈指針開発対象となる瀬戸際のテーマであった。アジェンダ仮決定までに、4回もの議論をしたことは異例であった。仮に、正式にアジェンダ決定されれば、資産の定義、コスト共有時の資産性と収益認識など解釈指針として相応の有意義な議論になっていたかもしれない。しかしながら、結局、関連する基準が単一である場合には、解釈指針は開発されないのである。制度が本格的に始動したばかりであり、議論対象とするにはやや早すぎたこともある。また、テーマの大きさも不十分であった。ほんの数年前までは、ヨーロッパ全体に係る制度であれば、解釈指針が作成されるに十分に広範なテーマであった(例えば、IFRIC第6号)。現在IFRSは、世界5大陸で使用される基準である。REACHのように汎ヨーロッパの論点であっても、グローバルな汎用的会計特性を有さない限り、いちローカル・テーマとして扱われることになる。この意味するところは、今後、大国(米国、日本)の制度であっても、グローバルな会計論点に通じる汎用的性質・類似性を持たなければ、会計基準はもとより解釈指針の開発対象にもならないということを示唆しているように思える(これが世界で共通に使用されるべき汎用的な原則主義会計基準の意味するところではないであろうか)。逆に、ローカルな論点であっても、他の地域で共通の会計的汎用性を持てば、IFRICで時間をかけて十分に議論され、解釈指針の開発対象になり得ることも意味してい

る。解釈指針開発には至らなかったが、きわどいアジェンダ決定感覚を本論点を通じて得たことは大きかった。また、EC本部へのヒアリング、BIG 4 やヨーロッパ会計基準設定主体との折衝などを通じて、関係者のポジティブな支援を受けることができ、プロセス面でも貴重な経験ができた。

4

IAS第28号関連会社に対する投資—ベンチャーキャピタル連結と損益計算書を通じる公正価値測定 (fair value through profit and loss) の部分利用

IFRICは、IAS第28号から生じる論点についてガイダンスを提供するようリクエストを受けた。問題としているのは、親会社がある関連会社を直接保有しており、また、その関連会社を投資連動保険ファンド（若しくはミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト、ベンチャーキャピタル）たる子会社を通じて間接保有しているような状況である。保険ファンドの個別財務諸表では、係る関連会社投資はIAS第39号の規定に従い、初期認識において損益計算書を通じて公正価値で測定することを指定されているとする。同じ関連会社投資について、親会社直接保有持分については、IAS第28号の規定に従って持分法（若しくは一定の要件を満たせば原価法）にて会計処理されている。問題は、親会社の連結財務諸表上において、（一部持分について公正価値測定、他の部分について持分法処理というように）双方の測定ベースを使用することができるかどうかである。

IFRICは、前回会議に続き、下記2つの見解を議論した。

見解A—親会社グループとして保有する、関連会社に対する直接的及び間接的な保有持分全体に対してIAS第28号による持分法を適用する（したがって、保険ファンド保有部分について公正価値測定は認めない）。

見解B—IAS第28号のスコープ要件を利用して投資の一部について許容された会計処理を適用する（すなわち、保険ファンド保有部分について公正価値測定を認める）。

IAS第28号第6項は、直接持分と間接持分の双方を勘案して重要な影響力の存在を判断することを要求している。IAS第27号第24項は、連結財務諸表は同様の状況下における類似する取引に関し統一の会計方針を用いて作成されるべきとしている。しかしながら、他の基準では、使用方法が異なる場合、同様の項目につき異なる会計処理を認めている。例えば、IAS第2号は、異なる性質又は使用方法の棚卸資産に関して、異なる原価算定方式を正当化している。

IFRICは、IAS第28号内部若しくはIAS第28号と他の基準との間の明白に対立するガイダンスより、本論点に関しては著しい実務でのばらつき存在を認識した。したがって、IFRICは、ボード会議で基準改訂を検討すべきとの結論に至った。すなわち

表 1

関連基準	論点
IAS第12号 法人所得税	トン税 (tonnage taxes) の分類
IAS第16号 有形固定資産	遊休資産と建設仮勘定の開示
IAS第38号 無形資産	販売コストの会計
IAS第39号 金融商品：認識と測定	損益参加型金融負債と実効金利の計算
	フェイルしたローンシンジケーション (failed loan syndications) の分類
IAS第41号 農業	公正価値計算に使用される割引率の前提
IFRIC第14号 IAS第19号給付建資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係	最低積立要求下における自発的前払拠出金 (Voluntary prepaid contributions under a minimum funding requirement)

わち、IFRICは本論点をアジェンダに含めないとの仮決定をした。本論点は、6月のボード会議にて、年次改訂プロジェクトの論点として検討される予定である。

5 アジェンダ項目決定

表1の論点については、IFRICで検討されるべきアジェンダ項目ではないことが決定された。

本誌2009年6月号にて、仮決定内容を紹介しているのをご参照いただきたい。コメントレーター分析に基づく再審議内容と最終決定については、以下解説する。なお、他の論点については、コメンテーターがIFRICの仮決定を支持したため、仮決定内容がほぼ修正なく最終化された。

IAS第12号 法人所得税—トン税 (tonnage taxes) の分類

仮決定内容：IFRICは、トン税がIAS第12号の所得税に該当するかどうかに関するガイダンスの提供を求められた。ヨーロッパの一部の国において、海運業を営む企業は、法人所得税の代わりに、実際の運搬量又は運搬許容量に基づく課税を選択することができる。その選択は変更できない。IFRICは、IAS第12号がどのような所得税に適用されることに注目

した。それは、課税所得に基づく税金であること、また、「課税所得」という用語は総額というよりは、純額という概念を含意している。実際の運搬量又は運搬許容量に基づく課税は、純額ではなく総額に対する課税である。したがって、IFRICは、トン税はIAS第12号に基づく所得税とはみなされないこと、包括利益計算において税金費用として表示されないことに注目した。IAS第12号の規定にかんがみて著しい実務のばらつきが予想されないことから、IFRICは前回の会議において、当該論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。

再審議内容と決定：当該仮決定に対するコメントレーターによれば、国地域によって、トン税の種類は多岐にわたっており、例えば、ある国では実際の運搬量又は運搬許容量に基づき名目利益 (notional income) が決定され、この名目利益に標準法人税率を乗じることにより課税額が決定される場合がある。よって、トン税とはいえ所得税の性質を有す場合があるとの指摘があった。しかしながら、IFRICは、かかる名目利益 (notional income) が企業の実際の所得をベースに算出されたものではないことから (例えば、赤字企業でも名目利益が生じる)、トン税はIAS第12号に基づく所得税とはみなされないとの判断を変更しなかった。

IAS第38号 無形資産—販売費の会計
仮決定内容：IFRICは、不動産開発業者が、特定の不動産建設プロジェクトに関連して、工事期間中に生じた初期販売費をいかに会計処理するかについて明確化するよう依頼された。IFRIC第15号「不動産の建設に関する契約」に従い、建設プロジェ

クトに関する収入はIAS第18号「収益」に従い「物品の販売」として認識される。初期販売・マーケティング費用の例は下記を含む。

- プロジェクトの広告費用
- 個々の物件販売に支払ったセールスコミッション
- 販売物件をローン組成対象にするために銀行に支払った報酬

IFRICは、個々の不動産物件がIAS第2号により棚卸資産と考えられれば、販売費を資産計上できないことに注目した。IFRICは、特定の建設プロジェクトがIAS第11号の適用範囲内であっても、IAS第11号第20項が工事契約原価から販売費を除外していることに注目した。一方で、IFRICは、その他の基準によれば一定の場合、契約獲得に直接帰属する追加費用を資産計上できることに注目した (例えば、IAS第17号による、リースの交渉費用などの初期直接費用の資産計上)。このように特定の事実と状況によって販売費の会計が異なることから、IFRICは、すべての状況に適合するような初期販売費の会計処理について結論することは不可能であることを認識した。IFRSの現状のガイダンスにかんがみて、IFRICは実務の著しいばらつきが予想されないとして、本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。

再審議内容と決定：当該仮決定に対するコメントレーターによれば、契約獲得を試みる (*attempting*) 費用 (すなわち、資産計上が認められない) と契約獲得成功 (*securing*) に直接帰属する費用 (すなわち、資産計上が認められる) を区別すべきとの指摘があった。この指摘に対応して、IAS第11号第21項の用語と整合するべくIFRICは文言を明確化した

(… the IFRIC noted that other standards conclude that some direct and incremental costs recoverable as a result of *securing* (*obtaining* から変更) a specifically identifiable contract with a customer may be capitalised…)。また、資産計上できない契約獲得 (を試みる) 費用 (costs incurred in *attempting* to obtain customer contracts) として、広告宣伝費を例示した。

IAS第41号 農業—公正価値計算に使用される割引率の前提

仮決定内容：IFRICは、生物資産の公正価値が将来正味キャッシュ・フローの現在価値として見積もられるときに、企業が適当な割引率をいかに決定すべきかについてガイダンス提供を求められた。質問者は、IAS第41号「農業」が非常に限定されたガイダンスしか提供していないとした。IFRICは次の点に注目した。

- IAS第41号における公正価値測定の目的は他の基準と整合していること。
- IAS第41号第21項に関する2008年5月改訂が、正味キャッシュ・フローの現在価値決定に当たり、市場参加者により生物資産が生み出すと期待される正味キャッシュ・フローを勘案することを明確化したこと。
- IAS第41号第24項は、最初にコストが発生してからほとんど生物的变化が生じていない場合、取得原価は公正価値に近似することがあるとしていること。
- IAS第39号及びボードが最近公表してきた (金融危機関連の) マテリアルが、活発でない公正価値見積りに関して広範なガイダンスを提供しており、生物資産の測定

についても関連性を有すこと。

IFRICは、本論点に関するさらなるガイダンスは、解釈というよりは性質上適用ガイダンスであると認識した。また、現在利用可能なIFRSのガイダンスにより実務の著しいばらつきが予想されないことから、IFRICは本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。

再審議内容と決定：当該仮決定に対するコメントレーターによれば、IAS第41号第24項の参照は関係ないとする意見があった。また、IAS第39号への参照に対して賛否が分かれた。

そもそも、本論点が提出された背景は、提出者が現在の市場環境でいい加減な割引率（極度に低い割引率）が用いられることにより不適切なアップフロントゲイン（up front gain）ないしデイワンゲイン（day one gain）が認識されることへの懸念がある。よって、IAS第41号第24項の参照により、アップフロントゲイン認識に制約があることをリマインドするとともに、割引率の決定において考慮すべきことを示唆している。また、

仮決定は、割引率決定に際してIAS第39号を類推適用するべきとはいうておらず参照するべきといている。よって、IFRICは当初の決定を変更しなかった。

6 アジェンダ項目仮決定

IFRICは、表2の論点についてアジェンダ項目の仮決定をした。いずれもアジェンダに含めないとの仮決定である。2009年6月22日を期限としてコメントを募集した。2009年7月のIFRIC会議にてコメント分析とアジェンダ項目最終決定を実施する予定である。

以下、論点を絞って解説することとする。

IFRS第3号 企業結合－企業結合における取得関連費用

IFRICは、IFRS第3号（2008年改訂）適用前に取得者側に発生した取得関連費用であるものの、企業結合自体は（新基準発効日以後に実行されることにより）、改訂基準が適用される場合に、当該取得関連費用を

いかに処理すべきかについてガイダンスを提供するようリクエストを受けた。

取得関連費用は、基準改訂前は取得コストに含めて処理していたが、改訂基準では費用処理化されることとなった（取得者と被取得者の間における交換取引ではないため、取得費用は企業結合の一部とみなされなくなつたため）。

IFRICは、会計方針として開示すれば取得コスト算入処理若しくは費用処理のいずれも認めると結論した。新基準に移行する際にのみ発生する論点であるため、IFRICはアジェンダに追加しないことを仮決定した。

IFRS第3号 企業結合－IFRS第3号早期適用

IFRICは、もし、IFRS第3号（2008年改訂）を早期適用する場合には、会計年度の年初よりすべての企業結合について適用するべきか明確化するようリクエストを受けた。

IAS第8号の一般原則により、企業が改訂基準を早期適用する場合、早期適用会計年度を通じて適用しなければならない。したがって、早期適用会計年度のすべての企業結合に対して、改訂IFRS第3号が適用されなければならないとIFRICは結論した。

早期適用に関連するガイダンスが既に存在していることから、実務のばらつきは生じないとIFRICは結論した。したがって、IFRICは本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。

IAS第7号 キャッシュ・フロー計算書－現金同等物の決定

IFRICは、いつでも現金に償還可能な、MMF（money market funds）やその他のファンドへの持分投資若

関連基準	論点
IFRS第3号	企業結合における取得関連費用
	IFRS第3号早期適用
IAS第27号	非支配持分に関する取引コスト
IAS第7号	現金同等物の決定
IAS第28号	IFRS第3号（2008年改訂）及びIAS第27号（2008年改訂）の持分法会計に対する潜在的影響
	ベンチャーキャピタル連結と損益計算書を通じる公正価値測定（fair value through profit and loss）の部分利用（上記4参照）
	関連会社投資減損
IAS第34号	公正価値に関する中間開示
IAS第38号	REACH規則コンプライアンスコスト（上記3参照）
IAS第39号	1つ以上のデリバティブをヘッジ商品として使用するヘッジ
	「著しい下落もしくは長期にわたる下落」の意味
IFRIC第12号	サービス譲与契約の適用範囲
IFRIC第18号	顧客への適用可能性

連結経営管理システム

大王シリーズ



連結大王 SUMMIT

開示目的の連結決算から積極的なグループ経営の展開。目的に応じたエディションを選択いただけます。

For Disclosure

▶▶▶ 制度版

- 制度連結への準拠
- J-SOX法への対応
- 業務標準化の実現
- 業務効率アップの実現
- 開示早期化の実現
- 有報・短書書類作成のシームレス化

For Management

▶▶▶ 管理版

- 連結予算の実現
- 着地点分析
- 財務データ分析
- セグメントの細分化
- 経営指標分析

資料請求・デモンストレーション依頼等、ご遠慮なくお問い合わせ下さい

株式会社 **ビジネス・トラスト**
<http://www.b-trust.co.jp>

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-22
 赤坂ソインタワー本館11階
 (東京) Tel:03-5575-6100 (大阪) Tel:06-6910-1401
 (福岡) Tel:092-436-3100

しくはユニット投資が現金同等物として分類できるかについてガイダンスを提供するようリクエストを受けた。

IAS第7号第7項が、現金同等物は短期の現金支払債務に充てるために保有される、と記述していることにIFRICは注目した。この文脈によれば、IAS第7号第6項に規定される現金同等物の定義における重要な要件は、「一定の金額に換金可能 (convertible to known amounts of cash) であること」及び「価値の変動について僅少なりリスクしか負わないこと (subject to an insignificant risk of changes in value)」である。最初の要件の意味するところは、将来受け取る現金金額は初期投資時点で分かっているなければならないこと、すなわち、流動性ある市場で市場価格にて、いつでも換金可能というだけでは、ユニットは現金同等物とみなされないことにIFRICは注目した。投資が現金同等物として分類されるためには、当該投資の価値変動について僅少なりリスクしか負わないことを企業自らが充足しなければならない。

IAS第7号のガイダンスに照らし、商品保有目的や現金同等物要件充足は投資条件や状況より明白であることから、IFRICは実務の著しいばらつきが生じないことを認識した。したがって、IFRICは本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。**IAS第28号 関連会社投資-IFRS第3号 (2008年改訂) 及びIAS第27号 (2008年改訂) の持分法会計に対する潜在的影響**

IFRICは、FASB EITF08-06に含まれる2つの論点について議論した。
 ・ 持分法投資の初期帳簿価格をい

かに決定すべきか。

- ・ 持分法被投資企業の株式発行の影響をいかに処理するか。

現行IFRSは一貫して、初度認識に際して資産 (損益計算書を経由する公正価値測定分類を除く) を原価で測定することを要求している。概して、原価は取得価格と資産取得に直接要したその他の費用 (例えば、法的サービス享受のための専門家費用、その他取引費用など) を含む。したがって、IAS第28号第11項に従って決定される関連会社投資原価は、取得価格 (purchase price) と資産取得に直接帰属する必要支出 (any directly attributable expenditures necessary to obtain an asset) を含む。

IAS第28号第19A項は、関連会社に対する投資家所有者持分が減少するも著しい影響を保持する場合において、「その他包括利益」で認識される金額 (例えば、関連会社が保有する売買可能有価証券に関する評価差額) につきガイダンスを提供している。関連会社が新規株式発行する際の投資家持分減少の影響をいかに認識するかについて特定のガイダンスはない。しかし、資産処分時に生じる利得若しくは損失の決定に当たり、その他包括利益から損益への再分類が一般的に要求されていることをIFRICは認識した。IAS第28号第19A項は、原因が何であれ、投資家所有持分のあらゆる減少につき適用されるべきである。したがって、IFRICは、関連会社が新規株式発行する際の投資家持分減少に伴って生じる利得若しくは損失は損益 (profit or loss) として処理すべきと結論した。

既存のIFRSガイダンスより、著しい実務のばらつきが生じるおそれがないことから、IFRICは本論点が

アジェンダ要件を満たさないと結論した。したがって、IFRICは本論点をアジェンダへ追加しないことを仮決定した。

IAS第28号 関連会社投資－関連会社投資減損

IFRICは、関連会社投資に関する減損を、投資企業の個別財務諸表上でいかに決定すべきかにつきガイダンスを提供するようリクエストを受けた。

IFRICは、関連会社投資が持分法で会計処理されている場合にはIAS第36号「資産の減損」が明白なガイダンスを提供していると認識した（すなわち、IAS第39号を適用して、減損テストをいつ実施するかについて決定する。次に、IAS第36号を適用して減損金額の測定をする）。一方、個別財務諸表上では、投資企業は関連会社投資を原価で会計処理している場合がある。IFRICは、個別財務諸表上では、IAS第36号若しくはIAS第39号のいずれの基準を用いて減損決定すべきか明白でないことを認識した。

IFRSの既存のガイダンスに照らして、本論点について著しい実務のばらつきが存在するかもしれないとIFRICは結論した。ボードに本論点を紹介して、年次改訂プロセスの中でボードによって解決されることが最善であるとIFRICは結論した。したがって、IFRICは本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。本論点は、6月のボード会議で検討される予定である。

IAS第39号 金融商品：認識と測定－1つ以上のデリバティブをヘッジ商品として使用するヘッジ

IFRICは、IAS第39号適用ガイダンスF.2.1「デリバティブをヘッジ対

象に指定できるか否か」についてさらなるガイダンス提供を求められた。状況は、企業が固定利払外貨建借入金を発行しているときに、クロスカレンシースワップを締結して変動利払自国通貨建借入金へスワップし、さらに、金利スワップを締結して自国通貨建変動利払を自国通貨建固定利払とすることで、結果として固定利払自国通貨建借入金と同様のエコノミクスを実現しようとするケースである。金利スワップの期間はクロスカレンシースワップの期間よりも短い（具体的なファクトパターンとスキーム図が、オブザーバーノートで入手可能である）。質問は、このような特定の状況において、デリバティブに帰属するキャッシュ・フローがヘッジ対象として指定できるかどうかである。

質問提出者によれば、例えば、資源産出国のように資金需要に比して自国通貨建キャッシュ商品の引受市場規模が比較的小さい場合には、まず外貨建てでキャッシュ調達し、複数のスワップを組み合わせる固定利払自国通貨建キャッシュ・フローを形成するケースが多いとのことである。特に、このような国の規制産業がファイナンスする場合、取り込まれる金利スワップの期間は、クロスカレンシースワップの期間よりも短いことが多いとのことである。

IAS第39号第77項は、複数のデリバティブが、一部のデリバティブから生じるリスクが他のものから生じるリスクを相殺する場合も含めて、組合せで考えて共同でヘッジ手段として指定してもよい、としている。したがって、IAS第39号は、組み合わせたデリバティブを共同でヘッジ手段として指定することを認めてい

退職給付会計対応ソフト

退職給付大王

退職給付債務(PBO)の自社計算化で金銭コスト/時間的コストを削減！
割引率変更や将来シミュレーションで巨額な債務を随時、掌握！

◆ 債務計算上のメリット

- ・計算コストの削減
- ・計算結果が明確
- ・調整計算不要
- ・基礎率変更の試算可能

◆ 退職給付会計上のメリット

- ・未認識債務/PBOの一元管理
- ・仕訳帳/注記事項の自動収集
- ・セグメント別管理

株式会社 **ビジネストラスト**

<http://www.b-trust.co.jp>

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-22
赤坂ツインタワー本館11階

〔東京〕Tel:03-5575-6100〔大阪〕Tel:06-6910-1401
〔福岡〕Tel:092-436-3100

るものの、1つのデリバティブ（例えば、クロスカレンシースワップ）と非デリバティブ（例えば、外貨建借入金）から形成される「合成ヘッジ対象」が他のデリバティブ（例えば、金利スワップ）のヘッジ対象となることを認めていない、とIFRICは結論した。

IAS第39号の規定にかんがみて、さらなるガイダンス提供は解釈指針の提供というよりは適用ガイダンスの提供になるとIFRICは結論した。したがって、IFRICは本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。

IAS第39号 金融商品：認識と測定－「著しい下落もしくは長期にわたる下落」の意味

IFRICは、売買可能持分商品に関する減損認識に係るIAS第39号第61項「著しい下落もしくは長期にわたる下落（significant or prolonged）」の意味についてガイダンスを提供するようにリクエストを受けた。

IFRICは、著しい実務のばらつきが発生していると指摘する論点提出者に合意した。実務のばらつきの原因は、提出者が特定しているように、IAS第39号規定の適用方法にばらつきがあることから生じているとIFRICは結論した。IFRICは、(IAS第39号と整合しない) 不適切な適用方法として下記を例示した（中には適切な適用方法例もリストアップしている）。

- 基準は「著しい下落かつ (and) 長期にわたる下落」と読むべきではない。減損損失の認識のためには、「著しい下落もしくは (or) 長期にわたる下落」であれば十分である。ボードは2003年のIAS第39号改訂時に意識的に「かつ」から「もしくは」へ文言を変更した。


- IAS第39号第67項により、減損の客観的証拠が存在する際に、企業は売買可能持分商品の減損損失を認識しなければならない。第61項は「持分商品投資の公正価値の著しい下落もしくは長期にわたる下落もまた、減損損失の客観的証拠である」としている。よって、「著しい下落もしくは長期にわたる下落」を客観的証拠の有無を決定するための一指標にすぎないと考えることは不適切である。かかる下落が存在すれば、減損損失を認識する必要がある。

- 個別投資銘柄の価値下落が相場全体の下落（overall level of decline in the relevant market）と同調しているという事実をもって、当該投資が減損していないと結論することは不適切である。個々の投資銘柄は固有（unique）であることから、個別に減損を検討しなければならない。著しい下落もしくは長期にわたる下落の存在は、相場の期待される回復予測によって覆されてはならない（回復のタイミングを問わない）。したがって、予測される相場の回復は「長期にわたる下落」の評価と関連しないとIFRICは結論した。

- AG83及びQ&A E.4.9「非貨幣性の売買可能金融商品の減損」は、外国通貨建て金融商品の認識について議論している。IFRICは、「著しい下落もしくは長期にわたる下落」は金融商品を保有している企業の機能通貨で判断しなければならないと結論した。理由は、そうすることが減損損失を決定する正しい方法であるためである。
- 「著しい下落もしくは長期にわたる下落」の構成要素が何である

かを決定することは、(判断を要求される) 事実の問題であって、会計方針選択の問題ではない。このことは、企業が（一貫した判断に資するために）内部ガイダンスを作成する場合でも変わらない。IAS第1号第122項に基づき、企業が減損の客観的証拠の存在を決定する上で用いた判断について開示をする場合がある。

IFRICは、上記に示したIAS第39号との不整合は例示にすぎず、実務で生じている不適切な適用例を網羅的に示しているわけではないことを認識した。IFRICは実務での著しいばらつきが存在していることを認識しているが、ボードがIAS第39号に替わる新たな基準を開発するプロジェクトを加速させていることから（段階的に年内に公表される予定である）、当該論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。

教材コード	J 0 2 0 5 1 2
 研修コード	2 1 0 3 0 1
履修単位	1単位